

概要版

三島市学校教育振興基本計画

平成25年度～平成34年度



三島のせせらぎのような「清らかさ」
箱根の大地のような「たくましさ」



スローガン

さんワイ・エム
「3Y・M」

「豊かで 行き届いた 夢のある教育を実現するまち 三島」

平成25年3月
三島市教育委員会

策定の趣旨と背景

子どもたちを取り巻く環境は複雑な様相を呈し、社会全体が大きな岐路に立っています。このような中、国は、平成18年12月に教育基本法を改正し、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体にも教育振興のための基本計画が必要であることが定められ、静岡県は、平成23年3月に静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」を策定しました。

三島市教育委員会では、これまで「心の教育」を基本に、独自に推進している環境教育や食育などを盛り込み、教育活動全般を通して子どもたちの「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」を育む調和のとれた教育施策に取り組んできました。このたび、教育基本法に基づき、これからの三島市の学校教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために、三島市学校教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定することにしました。

本計画は、学校教育を中核としたもので、幼児・児童・生徒を対象としています。生涯学習や文化芸術振興、スポーツ振興等の学校外で行われる子どもの教育については、連携という視点で盛り込んでいます。



計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて、国や県の教育振興基本計画との整合性を図りつつ、第4次三島市総合計画を上位計画として、三島市の学校教育の振興に関する基本的な方針及び施策について策定したものです。



国：教育振興基本計画(H20～H24)



県：静岡県教育振興基本計画(H23～H25)



第4次三島市総合計画(H23～H32)

三島市学校教育振興基本計画
(平成25年度～平成34年度)

三島市学校教育課施策
三島市幼児教育振興プログラム



- ・教育総務課(三島市耐震改修促進計画)
- ・生涯学習課(生涯学習大綱)
- ・文化振興課(三島市文化芸術振興基本計画)
- ・図書館(三島市子ども読書活動推進計画)
- ・環境政策課(三島市環境基本計画)
- ・健康づくり課(三島市食育基本計画)
- ・スポーツ推進課(三島市スポーツ推進基本計画)

計画の期間

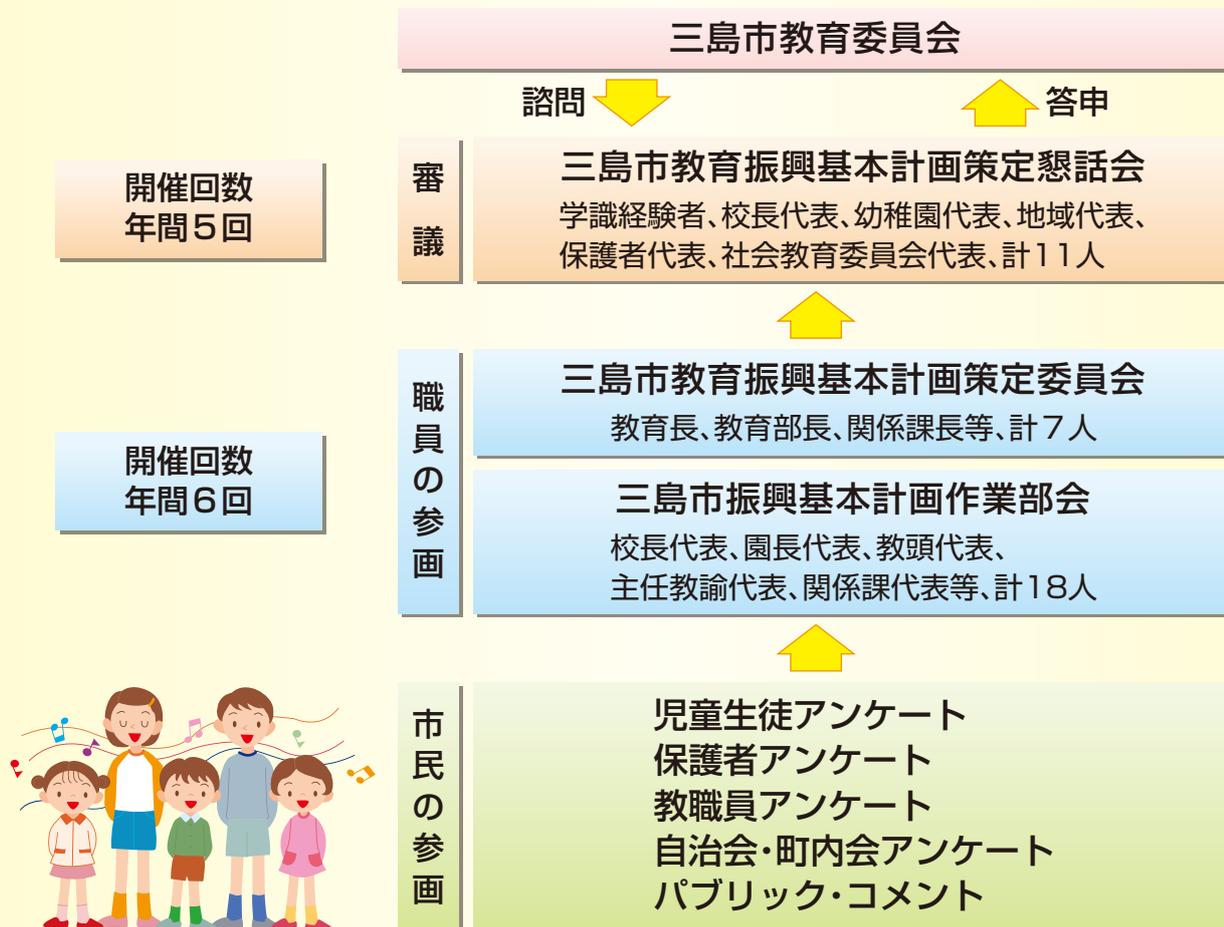
本計画は、平成25年度から平成34年度までの10カ年計画とします。なお、計画期間中、5年目に中間検証を実施するとともに、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 24年度	平成 25年度	中間検証 平成29年度	平成 34年度
策定期間	三島市学校教育振興基本計画		

計画の策定体制

本計画は、三島市教育振興基本計画策定懇話会が中心となり、庁内の検討機関である三島市教育振興基本計画策定委員会及び三島市振興基本計画作業部会において協議を重ねて策定しました。

また、アンケートについては、小中学生約8,600人、小中学校の保護者約8,100人、小中学校の教職員440人、公立幼稚園の保護者約900人、公立幼稚園の教職員57人、自治会長並びに町内会長130人を対象に回収し、パブリック・コメントの実施も含めて、広く学校関係者と市民の意見を反映しました。



スローガン

さん ワイ ・ エム

「3Y・M」

「豊かで 行き届いた 夢のある教育を実現するまち 三島」

3Y・Mとは…

Yutakade (豊かで) **Y**ukitodoita (行き届いた) **Y**umenoaru (夢のある) **M**ishima (三島)

計画の基本理念

「3Y・M」のスローガンのもと、活力のある学校教育を実現していくために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成

計画の目標

本計画の基本理念を実現するために、次の三つの目標を定め、それぞれの目標を具現化するための子ども像を掲げます。

「思いやる心」:

- 人の心の痛みをわかろうとする思いやりのある子
- 正しい判断力を持ち、その思いに沿った行動ができる子

「学ぶ力」*:

- 学ぶことに意欲を持つ子
- 自分の将来の夢を描くことができる子

*「学ぶ力」とは：自ら課題を発見し、思考・判断・表現しながら、問題を解決していく資質や能力のこと。

「健やかな心身」:

- 心身ともに健康で、たくましく生きる子

計画の基本施策 1：幼児教育の向上

現状と課題：（数値はH23あるいはH24調査によるもの）

- ・幼稚園教員には、園児の主体的な活動を促す環境を計画的に設定することで、将来を見通すことができる専門的な能力が必要である。
- ・自治会長・町内会長の49%が、幼稚園教育を発展させるための手段として、3歳児の待機者問題の解消をあげている。
- ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育の連続性について検討し、関係者が共通理解を深めることが必要である。
- ・一人一人の保護者の思いに寄り添いながら、親として子育ての喜びが感じられるようにしていくことが幼稚園に求められている。
- ・平成19年度から行っている保育園と幼稚園の連携について、さらに連携を深める必要がある。
- ・障がいに応じた指導にあたるため、専門機関と連携できる体制づくりに努め、専門家による巡回相談を適宜受けることができるようにしていく必要がある。

基本方針		方針内容・施策の展開	
1-1	幼児教育振興プログラムの推進	1-1-1	教職員の資質向上 県・市主催の研修会や他園の研究発表会への参加等、研修機会の拡大と研修内容の充実を図っていく。
		1-1-2	三歳児の就園と私立幼稚園との連携 保護者の要望に応じて私立幼稚園の情報を提供していく。また、待機者に対して就園奨励事業を周知していく。
1-2	幼稚園教育の充実	1-2	小学校教育への円滑な接続 幼稚園教員と小学校教員の合同研修等を通じて相互理解を深め、情報の共有化と合同活動を奨励していく。
1-3	幼稚園と家庭地域との連携強化	1-3-1	「親と子の育ちの場」の役割や機能の充実 子育て講座等の学習機会を設定し、保護者の育児力向上の支援と、家庭教育の大切さを啓発していく。
		1-3-2	保育園と幼稚園の連携 幼稚園と保育園間の人事交流を通して、相互の違いやよさを研修し、実践力の強化につなげていく。
1-4	幼稚園の特別支援教育の充実	1-4	個別の支援を必要とする幼児の保育の充実 療育支援室と連携し、臨床心理士による発達障がい児と保護者のための療育と相談を進めていく。

計画の基本施策2：小中学校の教育の充実

現状と課題：（数値はH23あるいはH24調査によるもの）

- ・自治会長・町内会長の54%が、家庭や地域と連携した道徳教育を望んでいる。
- ・子どもがマナー等を守っていると感じている保護者は小学校85%、中学校80%である。
- ・豊かな感性を育む環境整備を整えるために、清掃活動、整理整頓、美しい花壇づくりに心がける必要がある。
- ・「授業がわからない」と回答した小学生8%と中学生24%への対応が必要である。
- ・教職員は現在、本来行うべき授業の準備等に十分な時間をかけられない状況にある。
- ・「学校が楽しい」と回答した小中学生は87%であり、さらに向上させる必要がある。
- ・不登校出現率は小学校0.4%、中学校1.7%である。いじめ解消率は小80.3%、中89.1%である。
- ・学校評価についてはP D C A (plan-do-check-act の略)サイクルを確立し、継続的な学校改善に努める必要がある。
- ・学校給食の食材を提供している生産者とのつながりをさらに深めていく必要がある。
- ・学習指導要領の中の食育について、各教科との関連をさらに意識して実践する必要がある。

基本方針		方針内容・施策の展開	
2-1	心の教育の推進	2-1-1	豊かな感性の育成 教育活動全般を通して、豊かな感性を育成していく。
		2-1-2	規範意識の高揚 小集団活動を意図的に設け、所属意識や規範意識を高めていく。
		2-1-3	美しい学校環境づくり 美しいものに素直に感動する清らかな心を育成していく。
2-2	確かな学力の育成	2-2-1	基礎・基本の定着と知識・技能の活用 支援員等を配置して落ち着いた学校生活を定着し、確かな学力の育成のために授業改善や指導主事訪問を実施していく。
		2-2-2	授業を大切にする環境づくり 諸表簿の電子化等により、学校運営や業務の改善をしていく。
2-3	生徒指導や特別支援教育の充実	2-3-1	個に適した支援体制の強化 生徒指導の機能が働き、個に応じた授業を実践していく。
		2-3-2	不登校ゼロ、いじめ解消率100% 早期対応に尽力し、必要に応じて関係機関と連携していく。
2-4	信頼される学校づくり	2-4	開かれた学校と特色ある学校づくり 学校関係者評価により、保護者や地域の願いを組み入れていく。
2-5	健やかな体の育成	2-5-1	日本型食生活に即した給食の推進 学校給食の食材について安心・安全な地場産物を使用していく。
		2-5-2	食育の推進 食育全体計画を作成し、食育と関連した授業を実践していく。
		2-5-3	健康を意識できる子どもの育成 目標に向かって取り組む体力づくり活動を推進していく。

計画の基本施策3：教育環境の整備

現状と課題：（数値はH23あるいはH24調査によるもの）

- ・学校施設では、子どもの健康と安全を確保し、快適な空間を整備する必要がある。また、特別な支援が必要な子どもたちには、個々のニーズに応じた対策をとる必要がある。
- ・教職員と地域の代表者の中には、教育機器のさらなる充実を望んでいる方が多くいる。
- ・老朽化した学校施設が多く、また、広域避難所にも指定されていることから、災害時にも配慮したファシリティマネジメントによる計画的な整備が必要である
- ・自治会長・町内会長の54%が、通学路の安全について心配している。
- ・保護者の防災教育への認識は77%で、中学生の地域防災訓練への参加率は16%に過ぎない。また、発災後の学校再開に向けた応急教育についても推進する必要がある。
- ・要保護、準要保護に認定され、就学援助費を受給される方の割合は上昇傾向にあるが、対象者を正確に把握し、必要な援助を行っていく必要がある。

基本方針		方針内容・施策の展開	
3-1	教育施設・設備の整備	3-1-1	バリアフリー化等の整備 安全で快適な空間とするための環境整備をしていく。また、バリアフリー化に取り組んでいく。
		3-1-2	教育機器の充実 コンピュータ機器類は、リース更新時に適切な再整備を図っていく。また、デジタル教科書などの導入を検討していく。
		3-1-3	耐震化と補修整備 計画的に老朽化した学校施設の整備、改築をしていく。また、避難所としての施設整備を関係課と共に進めていく。
3-2	命を守る学校環境づくり	3-2-1	通学時の安全確保 地域ぐるみの防犯活動を促進していく。また、通学路の整備等を盛り込んだ通学時の安全計画を作成していく。
		3-2-2	安全教育の推進 防災教育及び応急教育を推進していく。また、子どもたちが地域での防災訓練に積極的に参加するよう促していく。
		3-2-3	教育の機会均等 就学援助制度を全保護者に周知していく。

せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島



※この冊子は、古紙配合率70%以上の再生紙を使用しております。